
第3回 日野市介護保険運営協議会
第3回 日野市地域包括支援センター運営協議会
第3回 日野市在宅高齢者療養推進協議会
第3回 日野市地域密着型サービス運営委員会

要 点 録

[日 時] 令和7年2月10日(月) 18:30~20:15
[場 所] 日野市役所5階 505会議室
[内 容]

《開 会》

介護保険運営協議会

《議事》

(1) 特定施設入居者生活介護事業者の選定について

地域包括支援センター運営協議会

《報告》

(2) 日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例、施行規則の改正について

(3) 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査の結果(令和5年度分)について

(4) 令和7年度地域包括支援センターの運営方針について

《議事》

(5) 条例、施行規則改正に係る職員配置基準の運用方法(案)について

在宅高齢者療養推進協議会

《報告》

(6) 「第4回 ひの在宅医療・介護サービスフェア」開催報告について

地域密着型サービス運営委員会

議題なし

【資 料】

- 議事次第
- 資料 1 特定施設入居者生活介護事業者の選定について
- 資料 2-1 日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例、施行規則の改正について
- 資料 2-2 介護保険法施行規則の改正等(報告)(厚生労働省資料)
- 資料 2-3 日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例改正文
- 資料 4 令和7年度(2025年度)日野市地域包括支援センター運営方針
- 資料 5 条例、施行規則改正に係る職員配置基準の運用方法(案)
- 参考資料 第4回ひの在宅医療・介護サービスフェア リーフレット
- 令和6年度第2回介護保険運営協議会等要点録 案

[議事要旨]

《開 会》

- ・委員数 17人中14名出席。半数以上の出席のため会議成立。
- ・会議の内容について正確を期するため録音をさせていただく。
- ・議事録については要点録として公表させていただく。

《介護保険運営協議会》

(1) 特定施設入居者生活介護事業者の選定について

～事務局より説明～

整備補助金の手続上、令和9年度開所となる。

～質疑応答～

会 長：経過について補足する。10月7日事業所選定委員会が開かれ事業所を選定した。第2回運営協議会にて選定結果を報告する前に確認事項が生じ、報告が遅延した。その確認作業を行った結果、整備補助金の手続きが遅れたため開所が令和9年度となる。

委 員：計画どおりが望ましいが、やむを得ない。承認する。
全会一致で承認。

事務局： 決定事業所は、「社会福祉法人 大家族」

《地域包括支援センター運営協議会》

(2) 日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例、施行規則の改正について

～事務局より説明～

～質疑応答～

意見なし

《地域包括支援センター運営協議会》

(3) 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査の結果（令和5年度分）について

～事務局より説明～

資料が提供元の厚生労働省から届いておらず本日お示しできない。
後日配布としたい。

《地域包括支援センター運営協議会》

(4) 令和7年度地域包括支援センターの運営方針について

～事務局より説明～

～質疑応答～

委 員：方針2「3」について、民生委員の管轄地区によっては、担当包括支援センターが2か所ある。包括によって、地域との対応に差があると感じる。あるところは、頻回に利用者を通してのブロック会議等で情報共有がされるが、一方では年に2回程度形式的の会議のみである。包括間の差を解消できないか。

委 員：令和7年度運営方針に大きな変更はないか。

事務局：大きな変更はない。

事務局：ご意見ありがとうございます。市内 9 か所の包括の質の差についての話しだと思
う。

委 員：人手不足の中、各法人、包括支援センターは運営している。条例改正にもあるが、
状況に応じこまめに人材の行き来ができるの良いのだが、現状は難しい。包括に質
の差があることも認識している。

事務局：新たな仕組み作りを検討したい。人事異動の結果、質の低下があっては持続可能と
ならない。人材確保等粘り強い検討必要。

会 長：第 2 回協議会の資料で、包括職員の業務時間集計があった。

対応時間の内訳で、もちろん総合相談に多くの時間を割かれていたが、想定以上に
センター内業務（事例検討・会議・事務処理・情報共有）に多くの時間を割かれて
いた。地域特性はあると思うが、限られた人的資源により、個々の業務に時間を割
けない状況が見られ、包括間の差として表れている。包括がやるべき業務が増えて
いる。介護保険の設計、運用の問題、全国的な話である。

委 員：うまくいっていると思える包括は、民生委員や地域と「共に」という姿勢がみられ
る。何かあれば地域と共に動こうとしてくれる。

《地域包括支援センター運営協議会》

(5) 条例、施行規則改正に係る職員配置基準の運用方法（案）について

～事務局より説明～

～質疑応答～

委 員：用語の定義「準ずる者」とは、具体的にどの有資格者を指すのか。

主任介護支援専門員は 5 年で資格取得できるが、一定の年数を経過した段階で有資
格者となれるのか。

会 長：定義は国に従ったもの。「準ずる者」の国の定義は出ているのか。

事務局：保健師であれば看護師等を想定。その他は他資格者の現場の経験年数で定めることを
想定。市でもう少し精査したい。

会 長：運用となると解釈の幅をどのように縮減するか重要である。自治体に委ねられてい
るのであれば、過去の日野市の運用、慣例に従い位置づけは必要である。

会 長：運用方法は公表資料か。

事務局：内部資料となる。

委 員：常勤換算方法について、市に報告後、市が精査し認めないとだめなのか、報告のみで
良いのか。

課題として、同圏域に同法人はいないと思うので、異なる法人間の掛け持ちが現実的
に可能なのか。

事務局：報告は市に行く。現状では、報告事項について、本運営協議会での承認が必要となる。

本日、運用方法について承認をいただければ、案件の都度協議会に諮らずとも本運
用方法に従い、事務処理を進めたい。

会 長：制度の建付けは、自治体が報告を受け、審議承認を本運営協議会で行うが、報告案件
の度に協議会へ諮ることが難しいので、あらかじめ運用方法を規定し、適用するもの。
実際に各現場から報告があり、換算方法の変更等が行われた場合は、運営協議会にて
事後でも点検を行うのか。

事務局：報告内容は、協議会開催時に報告する。

複数圏域の合算については、現在は、合算すると第1号被保険者数が6,000人を超えてしまうこと、経営法人が違うことから兼務は難しい。将来的に6,000人を下回り、圏域合算のニーズが出てきたときに運用方法を検討したい。

日野市は、6,000人を超過している支援センターがある。2040年までは高齢者が増えると想定される。日野市は合算して6,000人を下回することは当面ないが、人口減少が進んでいる自治体もあるため、今回の運用方法が示された。来るべき時に備え準備していきたい。

委員：今回の合算は、生活圏域もまたいで良いのか。

事務局：生活圏域をまたいだ合算も可である。

委員：実際は、給与体系も違うなど、異なる法人の合算は考えづらい。

委員：人材確保が難しい状況で、高齢者人口増が続く中、包括支援センターの割り振りを見直し、包括の数を増やすことはないのか。

事務局：包括を増やすことは現時点では考えていない。

会長：人口減少待ったなしのところなど、実際に圏域合算を行っている自治体はあるのか。

全会一致で承認。

《在宅高齢者療養推進協議会》

(6)「第4回 ひの在宅医療・介護サービスフェア」開催報告について

～事務局より説明～

参加者数231人。若い世代の参加があった。親の介護、在宅看護、実際の相談に2組来館。

～質疑応答～

委員：40～60歳代の介護が必要な方へのアプローチがうまくいかない。

委員：高齢化が進み、高齢の子が高齢の親の面倒をみることになる。子の年金収入だけで、親の介護をするのは負担がある。

身体的にも、別居の場合、子が料理も運べない

元気なうちに声をあげてほしい。

[その他全体を通しての質疑について]

～事務局より～

第2回協議会にて、包括支援センターの委託割合の質問についての回答。

委託割合は、34%。

[閉会]